

◎非常勤講師

発令年月日	氏名	異動内容	期間	備考
4. 5.14	ロイド・ヘレン・マリー	講師 (附属中学校)	4. 5.14~4.11.13	
4. 6.16	内宮博文	講師 (理学部)	4. 6.16~4. 9.30	東京大学応用微生物研究所教授
〃	勝見充行	〃	〃	国際基督教大学教授
4. 7. 1	高橋恵子	講師 (文教育学部)	4. 7. 1~4. 9.30	聖心女子大学教授
〃	品川嘉久	講師 (理学部)	4. 7. 1~5. 3.31	東京大学助手
〃	財満耕二	講師 (家政学部)	4. 7. 1~4. 9.30	東京農業大学教授

学 内 規 則

○平成4年お茶の水女子大学規則第9号

お茶の水女子大学生活科学部設置準備委員会要項を次のように定める。

平成4年5月27日

お茶の水女子大学長 太田 次郎

お茶の水女子大学生活科学部設置準備委員会要項

(設置)

第1 お茶の水女子大学(以下「本学」という。)に生活科学部の設置準備に関する必要な事項を審議するため、お茶の水女子大学生活科学部設置準備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教官の選考に関すること
- (2) 学部長候補者の選考に関すること
- (3) 評議員の選考に関すること
- (4) 諸規則の制定に関すること
- (5) 学内各委員会委員の選出に関すること
- (6) その他生活科学部の設置準備に関する重要事項

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 家政学部長
- (2) 本学の専任教官のうち生活科学部に配属される予定の者

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、家政学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(専門委員会)

第5 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、専門委員若干名をもって組織する。
- 3 専門委員は、委員会の議に基づき、委員長が委嘱する。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、家政学部事務部において処理する。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成4年5月27日から実施し、生活科学部が設置された日にその効力を失う。

○平成4年お茶の水女子大学規則第10号

お茶の水女子大学に勤務する職員の勤務を要しない日等に関する規程を次のように定める。

平成4年5月27日

お茶の水女子大学長 太田 次郎
お茶の水女子大学に勤務する職員の勤務を要しない日等に関する規程

(趣 旨)

第1条 お茶の水女子大学に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務を要しない日、勤務時間、休憩時間及び休息時間については、一般職の職員の給与等に関する法律、人事院規則15-1（職員の勤務時間等の基準）及び文部省に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成4年文部省訓令第15号）等（以下「法令等」という。）の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(勤務を要しない日及び勤務時間)

第2条 職員の勤務を要しない日は日曜日及び土曜日とし、勤務時間、休憩時間及び休息時間（以下「勤務時間の割振り等」という。）は、別表1に定めるところによる。ただし、別表2の職員の区分欄に掲げる職員については、同表に定める勤務時間の割振り等とする。

(日曜日又は土曜日に勤務することとなる職員の勤務を要しない日等)

第3条 別表3の職員の区分欄に掲げる職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振り等については、同表に定めるところによるものとし、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りを定める期間（以下「割振り単位期間」という。）ごとに、お茶の水女子大学勤務時間管理事務取扱要項（平成4年5月27日学長裁定）に定める監督者（以下「監督者」という。）が勤務を要しない日及び勤務時間帯の指定を行うものとする。

(附属学校に勤務する教員の勤務を要しない日の特例及び勤務時間等)

第4条 別表4の職員の区分欄に掲げる職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振り等については、同表に定めるところによるものとし、勤務を要しない日については法令等に定める範囲内において、毎52週につき10日以上を当該監督者が別に指定するものとする。

(勤務を要しない日及び勤務時間等の特例)

第5条 前3条の規定によることが困難な職員については、法令等に定める範囲内において、あらかじめ勤務を要しない日及び勤務時間の割振り等の基準について学長の承認を得た場合に限り、当該監督者が

勤務を要しない日及び勤務時間帯の指定を行うことができるものとする。

(教員の勤務を要しない日及び勤務時間等の特例)

第6条 第2条又は第3条の適用を受ける教授、助教授、講師（非常勤講師を除く。）、助手及び第4条の適用を受ける教員のうち、教育、研究及び指導等のため、第2条、第3条又は第4条の規定によることが困難な者については、法令等に定める範囲内において、当該学長が個別に勤務を要しない日及び勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

2 前項の規定により勤務を要しない日及び勤務時間の割振り等を行う場合には、第2条、第3条及び第4条の適用を受けている者については平成4年5月3日を初日とする4週間の期間及びこれに引き続く4週間ごとの期間のうち特定の4週間内において行うものとする。

(勤務を要しない日の振替え等)

第7条 一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）第14条第4項に規定する勤務を要しない日の振替え又は半日勤務時間の変更については、当該監督者がこれを行うものとする。ただし、勤務を要しない日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行う際には、人事院規則15-1（職員の勤務時間等の基準）の運用について（昭和63年12月15日）第7条関係第6項に定める事項を当該職員へ通知するものとする。

(割振り単位期間の初日)

第8条 第3条、第4条及び第5条中の割振り単位期間の初日は、平成4年5月3日とする。

(人事院規制に規定する毎4週間の初日)

第9条 人事院規則15-1（職員の勤務時間等の基準）第7条第4項に規定する毎4週間は、平成4年5月3日を初日とする4週間の期間及びこれに引き続く4週間ごとの期間とする。

附 則

1 この規程は、平成4年5月27日から施行し、平成4年5月1日から適用する。

2 平成4年8月31日までの間は、別表第4中、勤務を要しない日の欄の「第2土曜日」は適用せず、同表勤務時間の欄の「第2土曜日を除く土曜日」は「土曜日」とする。

3 お茶の水女子大学職員の勤務時間等に関する規程（昭和61年4月23日規定）は、廃止する。

別表 1

勤務時間	休憩時間	休息時間
8:30~17:00	12:15~12:45	12:00~12:15 12:45~13:00

別表 2

職員の区分	勤務時間	休憩時間	休息時間
学生部、学部の窓口業務担当職員、附属図書館の閲覧担当職員及び附属学校部事務室の職員で当該監督者が指定する者	8:30~17:00	12:45~13:15	12:30~12:45 13:15~13:30
電話交換手	8:30~17:00	A	11:45~12:15 12:15~12:30
		B	12:45~13:15 12:30~12:45 13:15~13:30

別表 3

職員の区分	割振り単位期間	勤務を要しない日	勤務時間	休憩時間	休息時間
土曜日に授業を行う大学の教員（ただし附属学校の教員を除く）	4週間 /	日曜日及び監督者が指定する2の1日勤務日	月～金曜日 8:30~12:00	12:30~13:00	12:15~12:30 13:00~13:15
			土曜日 8:30~12:30		10:30~10:45
学務課、学生課及び学部事務部の窓口業務担当者のうち、当該監督者が指定する者	4週間	日曜日及び監督者が指定する4の1日勤務日	火～土曜日 8:30~17:00	12:45~13:15	12:30~12:45 13:15~13:30
志賀高原体育運動場の職員	4週間	火・水曜日	火・水曜日を除く日 8:30~17:00	12:30~13:00	12:15~12:30 13:00~13:15
大山寮の看護婦	4週間	水・土曜日	水・土・日曜日を除く日 12:30~21:00	17:00~17:30	15:00~15:15 19:00~19:15
			日曜日 8:30~17:00		12:30~13:00

別表 4

職員の区分	勤務を要しない日	勤務時間	休憩時間	休息時間
附属高等学校の教員	日曜日、第2土曜日 及び監督者が別に指 定する日	夏季期間の月～金曜日 8：10～16：40	12：15～12：45	12：00～12：15 12：45～13：00
		夏季期間の第2土曜日 を除く土曜日 8：10～12：10		11：00～11：15
		冬季期間の月～金曜日 8：30～17：00	12：25～12：55	12：10～12：25 12：55～13：10
		冬季期間の第2土曜日 を除く土曜日 8：30～12：30		11：20～11：35
附属中学校の教員	日曜日、第2土曜日 及び監督者が別に指 定する日	夏季期間の月～金曜日 8：00～16：30	12：15～12：45	12：00～12：15 12：45～13：00
		夏季期間の第2土曜日 を除く土曜日 8：00～12：00		11：00～11：15
		冬季期間の月～金曜日 8：20～16：50	12：35～13：05	12：20～12：35 13：05～13：20
		冬季期間の第2土曜日 を除く土曜日 8：20～12：20		11：20～11：35
附属小学校の教員	日曜日、第2土曜日 及び監督者が別に指 定する日	月～金曜日 8：10～16：40	12：25～12：55	12：10～12：25 12：55～13：10
		第2土曜日を除く土曜日 8：10～12：10		10：15～10：30
附属幼稚園の教員	日曜日、第2土曜日 及び監督者が別に指 定する日	月～金曜日 8：30～17：00	12：15～12：45	12：00～12：15 12：45～13：00
		第2土曜日を除く土曜日 8：30～12：30		12：00～12：15

備 考

- 1 附属高等学校においては、夏季期間とは4月1日から10月31日まで、冬季期間とは11月1日から翌年の3月31日までをいう。
- 2 附属中学校においては、夏季期間とは4月1日から11月第1月曜日の前日まで、冬季期間とは11月第1月曜日から翌年の3月31日までをいう。

○平成4年お茶の水女子大学規則第11号

お茶の水女子大学勤務時間管理事務取扱要項を次のように定める。

平成4年5月27日

お茶の水女子大学長 太田 次郎

お茶の水女子大学勤務時間管理事務取扱要項

(監督者及び勤務時間管理員)

- 1 お茶の水女子大学(以下「本学」という。)に勤務する職員の勤務状況を的確に把握するため、別表に定めるところにより、監督者を置く。
- 2 監督者は、所属する職員の勤務時間等に関し、次に掲げる事項について適正に処理するものとする。
 - (一) 勤務を要しない日及び勤務時間帯の指定及び割振り等
 - (二) 超過勤務等命令簿の証明
 - (三) 勤務時間報告書等の証明
 - (四) 勤務時間に関する監査等の立ち会い及び監査結果に基づく是正
 - (五) その他勤務時間に関する総括
- 3 監督者は、人事院規則9-5第3条の定めに基づき勤務時間管理員を指名しなければならない。
- 4 監督者は、勤務時間管理員に異動が生じたときは、直ちに後任を指名し、その都度庶務課課長に報告するものとする。

(勤務時間管理員の事務)

 - 2 勤務時間管理員は、次に掲げる事務を処理する。
 - (一) 出勤簿に関すること。
 - (二) 休暇簿に関すること。
 - (三) 超過勤務命令簿に関すること。
 - (四) 特殊勤務手当実績及び整理簿に関すること。
 - (五) 勤務を要しない日及び勤務時間の割振り等に関すること。
 - (六) 勤務時間報告書に関すること。
 - (七) その他勤務時間に関すること。
- 2 勤務時間管理員は、勤務時間に関する監査等に立ち会うものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成4年5月27日から実施する。
- 2 この要項の実施の際現に勤務時間管理員であるものは、この要項1-3の定めにより指名されたものとする。

別表

部	局	監督者
庶務課		課長
会計課		課長
施設課		課長
学務課		課長
学生課		課長
入学主幹		主幹
学部		学科主任
理学部附属臨海実験所		所長
学部の事務部		事務長
大学院人文科学研究科 日本語文化専攻		専攻主任
大学院人間文化研究科		研究科長
附属図書館		事務長
女性文化研究センター		センター長
生活環境研究センター		センター長
保健管理センター		所長
附属学校部		事務室長
附属学校		教頭

お茶の水女子大学に勤務する職員の勤務を要しない日等に関する規程の運用等について（通知）

このたび、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）及び人事院規則15-1（職員の勤務時間等の基準）の改正に伴い、「文部省に勤務する職員の勤務時間に関する規程」（平成4年文部省訓令第15号。以下「訓令」という。）が定められ、本学においても規程の見直しを行い、別添のとおり、「お茶の水女子大学に勤務する職員の勤務を要しない日等に関する規程」を、平成4年5月1日から適用し、実施しております。

ついては、週40時間勤務制を原則とすることを念頭に、以下の運用等について留意の上、遺漏のないように取り扱い願います。

記

第3条関係

- (1) この条の適用を受ける職員は、勤務を要しない日を日曜日及び土曜日とすることが困難な職員であり、別表3のとおりである。
- (2) 土曜日に勤務する職員（学務課、学生課、学部事務部に勤務する職員及び土曜日に授業を行う大学の教員に限る。）の勤務を要しない日については、監督者が土曜日指定分を「勤務を要しない日の指定簿」（別紙様式1-①）により指定（決裁にあたっては、本学文書管理規程第25条に基づき専決）し、その旨当該職員に通知するとともに、庶務課長に報告すること。
- (3) 土曜日に授業を行う大学の教員（附属学校の教員を除く。）の勤務を要しない日は、4週間の割振り単位期間ごとに、日曜日4日及び勤務する土曜日半日の4週分として監督者が指定する2日の計6日となる。
- (4) 学務課、学生課及び学部事務部の窓口業務担当者の勤務を要しない日は、4週間の割振り単位期間ごとに、日曜日4日及び勤務する土曜日1日の4週分として監督者が指定する4日の計8日となる。

第4条関係

- (1) この条は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に勤務する教員の勤務時間等であり、別表4のとおりである。
- (2) 勤務時間を要しない日については、毎日曜日と毎月の第二土曜日に加え、毎月の第二土曜日以外の半日勤務する土曜日分としてこれをまとめ、毎52週間につき夏季、冬季等の休業期間中に10日以上割振る必要がある。
- (3) 月一回（毎月の第二土曜日）の学校週五日制は平成4年9月1日から実施することとされているため、平成4年8月31日までは適用されない。
- (4) 土曜日指定分の勤務を要しない日については、監督者が「勤務を要しない日の指定簿」（別紙様式1-②）により当該勤務しない日を指定（決裁にあたっては、本学文書管理規程第25条に基づき専決）し、その旨当該職員に通知するとともに、庶務課長に報告すること。
- (5) 「夏季、冬季等の休業期間中」には、学校の夏季、冬季等の休業期間中のほか、当該学校におけるすべての休業日を含むものである。
- (6) まとめ取りの日数について
土曜日40回分〔（土曜日年間52回）－（毎月の第二土曜日12回）〕についてまとめ取りする必要があるが、全ての職員について長期休業期間についてまとめ取りする必要があるが、全ての職員について長期期間中等に平日20日（土曜日40回分）を勤務を要しない日とすることは困難であるため、「10日以上」となっている。

第5条関係

- (1) 第2条、第3条及び第4条に定める勤務時間及び休憩休息時間又は勤務を要しない日を変更する場合は、予め、「勤務を要しない日等変更承諾願」（別紙様式2）により、学長の承諾を得ること。

第6条関係

- (1) 教育、研究、指導等のため他大学等へ出向く（非常勤講師等）場合に、勤務を要しない日等の割振り変更ができることは従来どおりであるが、平成4年5月3日を初日する4週間の期間及びこれに引き続く4週間ごとの期間のうちの特定の4週間内で変更を行うようになった。
- (2) 変更を必要とする職員は、予め、「勤務時間等変更願」（別紙様式3）により学長の承認を得ること。

と。

第7条関係

- (1) 職務上の都合により、勤務を要しない日に勤務を命じた場合(出張、研修等)には、「勤務を要しない日の振替及び半日勤務時間の割振り変更簿」(別紙様式4)により当該勤務を要しない日を他の日に振替えることができる。
- (2) 勤務を要しない日が出張の旅行日である場合及び一度振替えた勤務を要しない日を再度振替えようとする場合の振替えはできない。

- (3) 振替えできる期間は、振替えの必要がある日を起算日として、起算日から前4週間又は後8週間までとする。
- (4) 振替えの決裁にあたっては、本学文書管理規定第25条に基づき決し、その都度、当該職員に通知するとともに、庶務課長に報告すること。

附 則

この通知の発出に伴い、「勤務を要しない日に関する取扱要領」(平成元年2月7日学長裁定)は、平成4年4月30日限り廃止する。

○平成4年お茶の水女子大学規則第12号

お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規を次のように定める。

平成4年6月23日

お茶の水女子大学長 太田 次郎

お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規

お茶の水女子大学奨学基金運営内規(昭和41年1月8日制定)の一部を次のように改正する。

第2条の表被服学奨学基金の項中沿革欄に次の1項を加える。

七 平成4年2月本学元名誉教授矢部章彦氏遺族(矢部桂子氏)が本基金の趣旨に賛同して本学に寄付す。

同条同表中

<p>池田摩耶子記念奨学基金</p>	<p>昭和61年12月本学元教授池田摩耶子氏遺族(池田 重氏)が本学(大学院・学部)学生の奨学に資することを目的として寄付す。</p>	<p>次の各項に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本学大学院人間文化研究科において国際的な研究に従事し、その成績顕著な者 2 本学大学院人文科学研究科、理学研究科又は家政学研究科において国際的な研究に従事し、その成績顕著な者 3 本学学部及び大学院に私費で在学する外国人学生(研究生等を除く。)でその成績顕著な者
--------------------	---	--

を

池田摩耶子記念奨学基金	昭和61年12月本学元教授池田摩耶子氏遺族（池田 重氏）が本学（大学院・学部）学生の奨学に資することを目的として寄付す。	次の各項に掲げる者とする。 1 本学大学院人間文化研究科において国際的な研究に従事し、その成績顕著な者 2 本学大学院人文科学研究科、理学研究科又は家政学研究科において国際的な研究に従事し、その成績顕著な者 3 本学学部及び大学院に私費で在学する外国人留学生（研究生等を除く。）でその成績顕著な者
池田 重記念奨学基金	平成2年3月本学元非常勤講師池田重氏遺族（池田路子氏）が本学学生の奨学に資することを目的として寄付する。	

に改める。

第5条の表中

池田摩耶子記念奨学基金	学 生 部 長	大学院人間文化研究科担当教官 1名 大学院人文科学研究科、理学研究科及び家政学研究科担当教官 各1名 外国人学生担当教官1名	各大学院研究科担当教官は当該研究科長が、外国人学生担当教官は学生部長が推薦する。
-------------	---------	--	--

を

池田摩耶子記念奨学基金	学 生 部 長	大学院人間文化研究科担当教官 1名 大学院人文科学研究科、理学研究科及び家政学研究科担当教官 1名 外国人留学生担当教官1名	各大学院研究科担当教官は当該研究科長が、外国人留学生担当教官は学生部長が推薦する。
池田 重記念奨学基金			

に改める。

附 則

この内規は、平成4年6月23日から施行する。ただし、池田重記念奨学基金に係るものについては、平成2年4月1日から適用する。

お茶の水女子大学学生生活科学部長候補者選挙内規

第1条 お茶の水女子大学学部長選考規程（平成3年11月27日制定）第4条に規定する学部長候補を選定するための選挙（以下「選挙」という。）については、この内規の定めるところによる。

第2条 学部長（その代理者を含む。以下同じ。）は、少なくとも1週間までに選挙の期日を予告する。

第3条 選挙権を有する者（以下「有権者」という。）は、本学部に所属する専任の教授、助教授及び講師とする。

2 選挙の定足数は、有権者の総数の4分の3以上とする。なお、定足数に満たない場合は、改めて選挙を行う。

第4条 選挙は、単記無記名による投票とし、有効投票数の過半数の得票者を当選者とする。

2 前項の投票の結果、有効投票数の過半数の得票者がいない場合は、得票者の合計が有効投票数の3分の2となる最小数の上位得票者を被選挙者として、第2次投票を行い、有効投票数の過半数の得票者を当選者とする。

3 第2次投票の結果、再度、有効投票数の過半数の得票者がいない場合は、得票順に上位2名（末位に同点者があれば、年長者を採る。）を被選挙者として、第3次投票を行い、得票者の多い者を当選者とする。ただし、得票同数

のときは、年長者を当選者とする。

第5条 投票を始めてから当選者が決定しない間に、得票者が被選挙者であることを辞退することはできない。

第6条 当選者が学部長候補者になることを辞退した場合は、改めて選挙を行う。

第7条 選挙管理に関する事務は、学部長の管理の下に学部事務部において行う。

2 投票及び開票は、あらかじめ教授会において選出された教授2人が立会って行う。ただし、第4条第2項に規定する被選挙者となった場合は、予備員と交替する。

第8条 この内規の改正、廃止又は運用については、その構成員の4分の3以上が出席した教授会において、その3分の2以上の賛否により決定する。

附 則

この内規は、平成4年5月27日から施行する。

学 科 主 任

○学科主任の交替

学 部	学 科 等	職 名	氏 名	
文教育学部	外国文学科 中国文学・中国語学	教授	佐藤 保	平成4年6月1日～

学 事

○平成4年度科学研究費補助金配分決定一覧

種 目	研究代表者 所属・職	氏 名	決定額 (千円)	研 究 課 題
重点領域(1)	理学部教授	平野恒夫	20,300	量子化学計算による星間分子の構造と化学反応の理論的予測
〃	理学部教授	細矢治夫	24,400	分子集合体の化学反応理論
重点領域(2)	理学部助教授	益田祐一	1,400	プロトン交換をプローブとした水素結合ネットワークの構造とダイナミクス
〃	家政学部助教授	無藤隆	2,200	身体的情緒情報の働き：乳児期母子間のコミュニケーションにおける情緒と認知の問題
〃	理学部助教授	長嶋雲兵	2,000	超臨界流体の計算機シミュレーションのためのポテンシャル関数の研究
〃	理学部助教授	塚田和美	700	平均曲率一定の閉局面と可積分系

種 目	研究代表者 所属・職	氏 名	決定額 (千円)	研 究 課 題
重点領域(2)	理学部助手	松 浦 悦 子	2,000	ショウジョウバエを用いたミトコンドリア伝達の制御機構の研究
〃	理学部助教授	今 野 美智子	2,000	立体構造から見たアミノアシルtRNA合成酵素のtRNA認識機構
総合研究(A)	家政学部教授	袖 井 孝 子	3,300	教職員の生涯生活設計に関する実証的研究
〃	文教育学部助教授	江 原 由美子	1,000	微視的権力状況における会話分析
〃	文教育学部助教授	藤 山 和 子	1,500	中国近現代文学における女子日本留学生の実態とその果たした意義に関する総合的研究
〃	家政学部助教授	無 藤 隆	2,600	幼稚園および小学校における環境と子どもの活動の研究
一般研究(B)	女性文化研究センター教授	原 ひろ子	1,600	女性の一生の変遷に関する研究 —山形県朝日町における労働・出産・育児と地域社会への影響力—
〃	理学部教授	伊 藤 厚 子	4,900	交換相互作用競合系における時空尺度依存の性質
〃	家政学部教授	島 田 淳 子	5,800	調理機能のシステム化に関する基礎的研究 —伝熱特性が食品に及ぼす影響について—
一般研究(C)	家政学部助教授	無 藤 隆	1,000	幼児における文字の読み書きと読書の技能と信念に関する縦断的研究
〃	理学部助手	松 浦 悦 子	600	ショウジョウバエにおけるミトコンドリアの選択的伝達の温度依存性に関する研究
〃	文教育学部助教授	秋 山 光 文	1,200	インドにおける仏教説話図像の成立と展開に関する基礎研究
〃	女性文化研究センター助教授	館 かおる	1,000	ジェンダーと自己形成 —男女平等教育の指針のために—
〃	理学部助教授	塚 田 和 美	1,900	エルミート多様体の微分幾何学
〃	理学部助教授	榎 本 陽 子	1,300	可換不足群を持つブロックとパーフェクトアイソメトリー
〃	理学部教授	渡 辺 ヒサ子	1,000	準線形偏微分作用素に対するobstacle問題と境界値問題の研究
〃	理学部教授	太 田 隆 夫	1,400	興奮性を示す反応拡散系のパターンダイナミクス
〃	理学部教授	柴 田 文 明	2,000	マイクロなレーザー方程式の厳密解 —強結合系の緩和現象—
〃	理学部助教授	堀 佳也子	1,900	液晶相形成物質の結晶多形と相転移挙動
〃	理学部教授	前 田 侯 子	900	固液界面の関与する新しい発光系の開発と応用
〃	家政学部教授	小 川 昭二郎	2,000	硫黄と窒素を含む芳香族大環状化合物の合成と機能開発
〃	生活環境研究センター教授	五十嵐 脩	1,200	n-6, n-3系列必須脂肪酸代謝に及ぼす香辛料成分の影響
〃	家政学部教授	荒 川 信 彦	2,000	骨タンパク質の成熟と老化に関する研究

種 目	研究代表者 所属・職	氏 名	決定額 (千円)	研 究 課 題
一般研究(C)	家政学部助教授	大 塚 恵	1,900	ストレス緩和におけるビタミンCの効果に関する研究
〃	家政学部講師	仲 西 正	1,900	含金属繊維による消臭の機構解明に関する研究
〃	生活環境研究 センター教授	大 橋 昌 子	1,300	バターミルクに含まれる新しい糖含有リン脂質の 構造と生理活性
一般研究(C)萌	文教育学部助教授	耳 塚 寛 明	600	ジェンダーと進路形成過程 ーメリトクラシーとセクシズムの交差の観点から
〃	理学部教授	能 村 堆 子	1,200	鞭毛軸系機能の再構成をめざして
〃	理学部助手	最 上 善 広	1,800	細胞レベルでの重力の感知・統合作用
〃	文教育学部教授	森 下 はるみ	1,500	舞踊動作及び表現行動の記述法の開発
一般研究(C)時	理学部助手	室 伏 きみ子	600	核マトリックスにおける DNA 合成とその制御機 構
奨励研究(A)	文教育学部講師	坂 元 章	900	認知的複雑性の発達の变化に関する研究
〃	文教育学部講師	牛 江 ゆき子	800	英語の代名詞の総称的用法の特徴と機能のテクス トの視点から実証的研究
〃	理学部助手	外 館 良 衛	900	複合ペロブスカイト型酸化物反強磁性体の磁気励 起
〃	理学部助手	森 幸 恵	800	複数のクロモフォアを有する化合物の結晶場によ る光反応性の制御
〃	理学部助手	豊 島 陽 子	900	モーター蛋白質の柔軟性と力発生の相関
〃	家政学部講師	山 本 政 人	900	乳幼児のコミュニケーションスタイルに関する研究
〃	理学部助手	小 川 温 子	900	エンジュ樹皮の新マンノース特異的レクチンの糖 鎖構造と内在性グリコレセプター
奨励研究(A)萌	人間文化研究科助手	相 庭 洋 子	900	社会教育における公民形成の研究 ー女性の労働と政治参加の問題を中心にー
試験研究(B)(2)	家政学部教授	中 島 利 誠	800	衣服の着用快適感評価装置の開発
合	計		113,700	

種 目	研究代表者 所属・職	氏 名	決定額 (千円)	研 究 課 題
特別研究員 奨 励 費	女性文化研究センター 特別研究員	薄 井 篤 子	700	新宗教における女性教祖と女性信者の活動の実証 的研究
〃	文教育学部 特別研究員	福 田 敬 子	700	英米文学における歴史感覚の比較考察 ーヘンリー・ジェームズを中心として
〃	文教育学部 特別研究員	高 綱 正 子 (小浜)	500	南京国民政府下、上海の都市社会構造について
〃	人間文化研究科 特別研究員	宮 坂 靖 子	500	近世・諏訪地方における墮胎・間引きの心性史
〃	理学部特別研究員	小 田 一 郎	500	超弦理論、量子重力及びトポロジカルな量子場理 論
〃	文教育学部 特別研究員	澤 野 泉	800	中世における祭礼・行事の成立・発展とその意義
合	計		3,700	

諸 報

○名誉教授の称号授与について

下記の方に本学名誉教授の称号が授与されました。

(授与年月日)	(氏 名)	(元 官 職)
4. 4. 22	青 木 和 夫	文教育学部教授
4. 4. 22	式 正 英	文教育学部教授
4. 4. 22	市 川 孝	文教育学部教授
4. 4. 22	堤 精 二	文教育学部教授
4. 4. 22	藤 永 保	文教育学部教授
4. 4. 22	瀬 野 信 子	理学部教授



○海外渡航

所属・職名	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	期 間	渡航種目
理学部・助教授	林 正 男	アメリカ合衆国	コールドスプリングハーバーシンポジウム出席及び研究資料収集	4. 5. 23～ 4. 6. 8	外国出張
家政学部・教授	袖 井 孝 子	アメリカ合衆国	日米共同研究「寝たきり老人の日米比較」打合せ及び資料収集	4. 4. 26～ 4. 4. 9	海外研修

○研 修

名 称	実 施 日 時	対 象 者	終 了 者	主 催
平成4年度 五大学等事務系初任職 員研修	平成3年6月2日 ～6月5日	原則として実施時期から 過去1年間に新規採用さ れた事務系職員（行政職 俸給表（一）の適用者に 限る。）とする。	会計課・用度係員 田村 耕造 会計課・管財係員 田中 麻美 学生課・学生係員 斎藤 太一 文教育部事務部・ 総務係員 小西 由子 家政学部事務部・ 総務係員 内山 典子	東京商船大学

日 誌

◇諸 会 議

- 4月20日（月） 国立学校特別会計予算執行行事
務連絡会
- 21日（火） 部局長会議、教育実習専門委員会
- 22日（水） 評議会、人間文化研究科会議、一
般教育委員会
- 23日（木） 東京地区入試担当課長会議
（於電気通信大学）
- 関東甲信越地区国立学校等会計部
課長会議
（24日まで、於宇都宮大学）
- 24日（金） 入学者選抜方法研究委員会国立大
学図書館協議会東京地区協議会総
会（於農工大学）
- 28日（火） 将来構想検討委員会
- 5月7日（木） 技術課管内国立学校等施設整備事
務連絡会議
- 11日（月） 事務連絡会議
- 12日（火） 部局長会議
- 14日（木） 7大学理学部部長会議
15日まで（於奈良女子大学）
- 18日（月） 入学者選抜方法研究委員会
- 5月19日（火） 部局長会議

- 入学者選抜研究連絡協議会
関東甲信越地区協議会
（於新潟大学）
- 共済組合主幹課長会議
（於麹町会館）
- 20日（水） 国立学校等経理部課長会議
（21まで、於医科歯科大学）
- 25日（月） 国立大学附属図書館事務局部
課長会議（於医科歯科大学）
- 26日（火） 部局長会議
一般教育・教務合同委員会
国有財産事務担当者会議
（於・大手町合同庁舎）
- 27日（水） 評 議 会
人間文化研究科会議
将来構想検討委員会
- 30日（土） 日本教育大学協会附属学校連絡協
議会及び全国国立大学附属学校連
名総会（31日まで）
- 6月1日（月） 全国施設担当部課長会議
（2日まで於・医科歯科大学）
- 6月4日（木） 国立学校及び施設等機関等庶務部
課長会議

- (5日まで、於医科歯科大学)
- 6月5日(金) 事務連絡会議
 国立大学国際交流担当課長等会議
 (於医科歯科大学)
- 9日(火) 部局長会議
 施設計画委員会
- 12日(金) 臨時部局長会議
 予算委員会
- 15日(月) 国立三大学附属学校部・学校教育
 協議会
- 16日(火) 将来構想検討委員会
 国立大学協会総会
 (17日まで、於学士会館)
- 17日(水) 一般教育・教務合同委員会
 附属図書館運営委員会
- 18日(木) 国立大学会議 (於学士会館)
- 19日(金) 国立大学協会事務連絡会議
 (於学士会館)

◇行事等

- 4月21日(火) 教育実習観察参加・教育実習説明会
- 23日(木) 平成4年度就職説明会
- 5月11日(月) 名誉教授称号授与式
 名誉教授懇談会
- 15日(金) 教育実習説明会
- 21日(木) 献血 (22日まで)
- 6月2日(火) 平成4年度五大学等事務系
 初任職員研修
 (5日まで、於商船大学)
- 2日(火) 学生定期健康診断 (5日まで)
- 12日(金) 国立学校優秀施設表彰・附属中学校
 体育館文教施設部長賞受賞報告会
- 15日(月) 国立大学国際交流担当者研修
 (19日まで)
- 18日(木) 理学視学委員視察